

第6章 体罰根絶に向けた取組

東京都教育委員会は、平成25年9月に、体罰の定義や体罰関連行為のガイドラインを定めるとともに、「体罰根絶に向けた総合的な対策」を策定した。これに基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進している。

1 体罰防止に関する教員研修等の実施

(1) 各学校における取組

校長は全教員に対し、毎年度初めに、体罰関連行為のガイドライン、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針について周知・徹底を図るとともに、服務事故防止月間等において、体罰防止等校内研修を全校で実施している。

(2) 教員の意識を改革する新たな研修

都教育委員会は、教員の意識を改革するため、次のような研修を実施している。

ア 経験年数や職層に応じた体系的な研修

イ アンガーマネジメント等の特別な服務事故再発防止研修プログラム

ウ 体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象とした、指導方法意識改善プログラム 等

2 体罰をチェックする機能の強化

体罰関連行為のガイドラインを基に、実際の指導場面を映像化したDVDを活用し、教員はもとより、児童・生徒、保護者を交えて視覚的に確認し共通認識を深めている。

また、体罰等の実態を的確に把握するため、児童・生徒に対して相談シートを、毎年度実施している。

3 体罰を容認する風土を刷新するための取組

各学校では、保護者や地域の関係者に対し、保護者会、学校公開など様々な機会を捉え、体罰禁止の趣旨と学校の取組を説明して理解を求め、体罰否定の考え方を啓発している。

4 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動の推進・普及

体罰のない部活動を推進するため、次のような取組を実施している。

(1) 教員及び外部指導者を対象とする、部活動の適切な運営及び部活動における事故の未然防止等の徹底に係る研修動画の配信

(2) 部活動指導員を対象とする、部活動の安全かつ適正な実施を図る「都立学校部活動指導員研修」の実施

- (3) 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」に基づいた、各学校における部活動に係る活動方針の策定と、活動方針及び活動計画等の学校のホームページへの掲載等による公表